

牛海綿状脳症(BSE)検査について

と畜場のBSE検査

国内外のBSEの発生のリスクが大きく低下したことから、厚生労働省によると畜場での健康牛のBSE検査が、平成29年4月1日から廃止されることとなりました。

< 現行 >

48か月齢以上全頭

24か月齢以上の
神経症状を呈する牛

< 平成29年4月1日から >

健康牛については
全ての月齢で廃止

継続実施

と畜場におけるBSE検査に関するお問い合わせは
山梨県福祉保健部衛生薬務課 食品衛生・動物愛護担当まで
電話・・・055-223-1489 FAX・・・055-223-1492

死亡牛のBSE検査

ただし、日本がBSE清浄国であることの確認や万が一の発生を防ぐための、48か月齢以上の死亡牛のBSE検査や飼料の規制、特定危険部位の分別管理、牛の個体識別管理等は継続して実施されますので、これまで通りの対応をお願いします。

48か月齢以上を対象に全頭実施(従来通り)

家畜の病気や死亡牛のBSE検査に関するお問い合わせは
山梨県東部家畜保健衛生所まで
電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108
夜間の連絡は・・・090-5535-8005
土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または 090-5544-7868